平成２２年（フ）第６６号
長野県安曇野市穂高8307番地３
債務者　三代澤佐江子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４０号
大分市大字小池原819番地の２市営１Ａ３―82
債務者　岡田　烈子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
沖縄県那覇市安謝１丁目２番10号　シャトー秀301
債務者　樋之口和真
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６４号
岐阜市六条南３丁目11番５―403号ラ・ヴィル六条南
債務者　平墳　　進
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１５１号
山口県宇部市大字東須恵3492番地１
債務者　竹中　志朗
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６９号
山口県宇部市北小羽山町２丁目５番４―304号
債務者　上田　英雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８１号
沖縄県那覇市繁多川１丁目３番17号　コートヴィレッジ繁多川204
債務者　白道恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２９号
名古屋市熱田区須賀町712番地　アキュラパークサイド須賀町603号
債務者　尾関紀代美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２８号
愛知県尾張旭市井田町３丁目198番地　ワイズマンション三郷103号
債務者　水野　景子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４１号
名古屋市港区名四町75番地の４　シルバーハイム名四303号
債務者　岩田　鷹命
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７２号
愛知県豊明市新田町中ノ割152番地７　エクセルハイム102号
債務者　伊藤　宏美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
滋賀県近江八幡市南本郷町２丁目50番地46、前住所滋賀県愛知郡愛荘町島川1108番地
債務者　奥　千代子（旧姓鳥居）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３５６号
神戸市北区北五葉３丁目８番24―401号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台南町３丁目９番30号
債務者　城谷酒店こと　城谷　和良
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０号
兵庫県三田市相生町１番21号
債務者　輝　　保則
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番２―101号
債務者　金澤秀美こと　金　　玉秀
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７号
神戸市中央区中山手通２丁目16番３号　サニーサイドマンション401号
債務者　山本令子こと　楊　　玲玲
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部